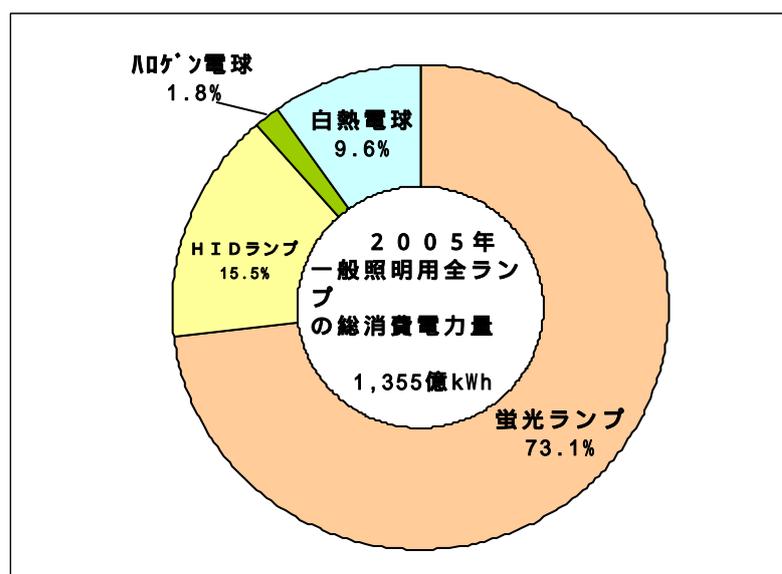


対象とする照明器具等の範囲について（案）

照明器具等については、現行では蛍光ランプを主光源とする照明器具について対象範囲としているが、照明のエネルギー消費量に占める白熱電球及びH I Dランプ（高輝度放電ランプ）の割合が大きいことから、対象範囲に加えることとする。

なお、白熱電球及びH I Dランプについては、同じ照明器具であっても、ランプの選択（白熱電球と電球形蛍光ランプ、高圧水銀ランプとメタルハライドランプなど）により、エネルギー消費量が大きく異なることから、照明器具ではなく電球類を対象とすることとする。

一般照明用全ランプの総消費電力の構成比率



資料：(社)日本電球工業会

1. 電球類

本判断の基準等が適用される電球類は、JIS C 7501「一般照明用電球」及びJIS C 7530「ボール電球」に規定する一般照明用の白熱電球、JIS C 7651「一般照明用電球形蛍光ランプ」に規定する電球形蛍光ランプ、JIS C 7604「高圧水銀ランプ - 性能規定」に規定する高圧水銀ランプ、JIS C 7623「メタルハライドランプ - 性能規定」に規定するメタルハライドランプ及びJIS C 7621「高圧ナトリウムランプ - 性能規定」に規定する高圧ナトリウムランプとする。

ただし、以下のものについては対象範囲から除外する。

100Wを超える一般照明用電球

生産台数が極めて少なく、代替できる電球形蛍光ランプもないことから除外する。

安定器内蔵形・高圧水銀ランプ

安定器設置の困難な場所に使用されるランプで、代替できるランプもないことから除外する。

2. 照明器具

本判断の基準等が適用される照明器具は蛍光ランプを主光源とする照明器具の全ての製品とする。

ただし、以下のものについては適用範囲から除外する。

防爆型のもの

可燃性ガス等の生じる場所で使用するもので、構造が特殊かつ生産台数が極めて少ないことから除外する。

耐熱型のもの

周囲温度が（常時）特に高温又は低温の場所（ボイラ室、冷凍室等）で使用されるもので、構造が特殊かつ生産台数が極めて少ないことから除外する。

防じん構造のもの

粉じんの多い場所で使用されるもので、構造が特殊かつ生産台数が極めて少ないことから除外する。

耐食型のもの

腐食性ガス等の生じる場所で使用するもので、構造が特殊かつ生産台数が極めて少ないことから除外する。

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

電源及び構造が車両用の特殊仕様のもので、生産台数が極めて少ないことから除外する。

機械、家具等に組み込む目的で作られたもの

機械、家具等に組み込むことから構造が特殊であり、生産台数が極めて少ないことから除外する。

40形未満の蛍光灯ランプを使用する蛍光灯器具（JIS C 8115「家庭用蛍光灯器具」、JIS C 8112「蛍光灯卓上スタンド（勉強、読書用）」に規定する蛍光灯器具及び、JIS C 8106「施設用蛍光灯器具」に規定する埋込み形照明器具を除く。）

これらの蛍光灯は、従来40形器具が付けられない部分に補助的（寸法合わせ）に使用されるほか、台所、浴室、エクステリアなどに使用されているが、いずれも常時使用しない部分の照明として使用される場合が多く、消費電力量比率も低いことから除外することとする。